

**手続名**  
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

高齢者福祉課（049-251-2711 内線392）

**手続説明**

・概要  
要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給されます。  
なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の7～9割（14～18万円）が上限となります。

工事の内容  
①手すりの取り付け  
②段差の解消  
③滑りにくい床材に変更  
④引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど  
⑤和式便器を洋式便器に取り替え  
⑥その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

・対象者  
要支援・要介護認定を受けている在宅の方

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mvnumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

○工事前（事前申請）  
・住宅改修費支給申請書  
・住宅改修理由書  
・サービス担当者会議録の写し  
・工事内訳書（見積書）  
・図面  
・住宅改修の承諾書  
・工事前の写真

○工事後（事後申請）  
・領収書原本、コピー  
・工事後の写真  
・工事内訳書（工事前と変更があった場合のみ）

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo\\_sogoiigyo/2012-0312-0943-37.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kaihoken/kaigo_sogoiigyo/2012-0312-0943-37.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし